

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得業務委託

実施要領(公募型プロポーザル)

神戸市 経済観光局 企業立地課

1. 業務の名称

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得等業務

2. 目的

神戸市(以下、「本市」)では、都心エリアを中心とした賃貸オフィスや産業団地等への企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

企業誘致を効果的に推進するために、企業の経営企画部門等へ直接的に本市の優れたビジネス環境や制度を伝え、進出意欲を高めることが重要である。このため、営業力に強みのある民間事業者のノウハウを活用し、①面談アポイントメント取得、②資料提供許諾獲得等今後の営業活動につながるような営業方法の提案を行ってもらい、誘致活動の効率化を図っていく。

3. 業務の内容

(1)①面談アポイントメント取得、②資料提供許諾獲得業務等

(2)今後営業活動に活用可能な営業方法提案レポート作成業務

※なお、架電社数による固定報酬制とし、架電実働期間は、3か月以上4か月以内とする。

また、架電対象の企業リストについては、当課から3回に分けて提供する。

4. 委託期間

契約締結日から令和5年12月28日(予定)

5. 委託料(上限)

2,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 参加者資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1)業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5)神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (6)国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力

団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

(8)本市の定める「情報セキュリティ遵守特記事項」の内容を遵守することができる者であること。

7. 契約に関する事項

(1)契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

ただし、応募者の提供するサービス規約等に同意するものではなく、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8. 応募手続き（企画提案書の提出）

提出期限までに下記のとおり応募書類をE-mailにより提出ください。

(1)提出期限

E-mailにより令和5年7月10日（月） 17:00必着

（送付後、到着確認の連絡を電話にて行うこと）

E-mail送付先:corp_re@office.city.kobe.lg.jp

到着確認電話連絡先:078-984-0291

(2)提出先

神戸市 経済観光局 企業立地課

(3)応募書類

①提案申請書(様式1号) (A4 サイズ)

②会社概要書(任意様式) (")

③企画提案書(任意様式) (")

※下記評価基準に関する提案は必ず記載すること

④見積書(任意様式) (A4 サイズ)

9. 質問および回答

(1)質問事項のある場合はE-mailにより、下記のとおり送付してください。（電話・FAXによる受付は行いません。）なお、E-mailのタイトルは必ず「誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得等業務に関する質問」としてください。

・E-mail送付先:corp_re@office.city.kobe.lg.jp

・質問期限:令和5年6月19日（月） 17:00まで

(2)質問はE-mailにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開します。

・神戸市企業進出総合サイトKOBE BUSINESS WIND

<https://kobe-investment.jp/>

10. 選定方法及び結果の通知

事業者選定会において評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とします。なお、同点の場合は、評価項目のうち「B:企画案の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とします。以下、「A:応募者の受託適正(実施体制、実績等)」「C:事業費」の評価項目の順に同様に決定します。

(1) 事業者選定会

①日時 令和5年7月18日(火)午後(予定)

②場所 オンライン

※プレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 評価基準【30点】

A: 応募者の受託適正

・実施体制、人員体制、トラブル等に対する予防・対応体制について

・過去実績等について

(自治体での実績、企業抽出におけるターゲット分析の実績等)

・神戸市内の本社・事業所の有無について

B: 企画案の内容【60点】

・情報共有の仕組みの有用性、利便性について

・営業実施内容の工夫について

(ニーズの拾い上げにつながる工夫、アポイント・リードにつながる工夫、
ビジネス環境や支援制度を伝える工夫 等)

・架電回数、獲得アポイントメント数、獲得リード数の目安について

(最低提案数:架電数:3000社(2コール制以上)、リード・アポイント申込目標件数:450件(内アポイント目標件数90件以上)※なお、企業リストについては、当市から期間中3回に均等に分けて提供する。)

・市外局番078での発信の可否について

・最終レポートの内容について

C: 事業費【10点】

(3) 選定結果の通知

選考結果が決定次第、提出者全員に対して通知します。結果は採用可否のみの通知とし、その他の内容については通知しません。

また、審査結果は、各提案者の順位と点数を公表します(社名は契約候補者名のみを公表)。

11. 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と神戸市が協議し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行います。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退

又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、事業者選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行います。

12. 事業者選定スケジュール(予定)

- (1)実施要領等の交付開始 :令和5年5月29日(月)
- (2)質問期限 : 令和5年6月19日(月) 17:00まで
- (3)質問への回答 : 令和5年6月26日(月) 予定
- (4)応募書類の提出期限 : 令和5年7月10日(月) 17:00必着
- (5)事業者選定会 : 令和5年7月18日(火)(予定)
- (6)選定結果通知 : 令和5年7月下旬(予定)
- (7)契約締結 : 令和5年8月上旬(予定)

13. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とします。
- ・応募者からの提出物は、返却しません。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び事業者選定会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を減額または返還させることができる権利を有します。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければなりません。
- ・実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとします。
- ・本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。

14. 問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課

担当:玉田、新保

TEL:078-984-0291 E-mail:corp_re@office.city.kobe.lg.jp